

**地方空港等受入環境整備事業費補助金
(空港業務体制強化支援事業) Q & A**

●本事業全般について

Q	A
1 補助を受けるためには今年度実施することが必要か。次年度に跨る事業については対象となるのか。	原則として、年度内に交付決定・事業実施・事業完了する必要があります。
2 予算は次年度に繰り越されるのか。	予算は次年度へ繰り越せるよう、必要に応じて財務当局と調整する場合もありますが、現時点で確約されるものではありません。
3 既に実施済みの事業について補助対象となるのか。	交付決定以前に契約等が行われているものは補助対象外となります。 補助対象事業は、交付決定以後の申込・契約等により開始されるものに限ります。 なお、交付決定前に契約予定先と調整等を進めることは差支えありません。
4 国内線のみに資する空港受入体制強化に要する経費は補助対象となるか。	本補助金は、インバウンド需要に対応するための空港受入体制強化を図ること目的としているため、国内線又は貨物便のみに資する事業は補助対象外となります。
5 貨物便のみに資する空港受入体制強化に要する経費は補助対象となるか。	申請時点で国際線の就航が無い空港は、今後見込まれる国際線の就航に向けて実施する事業であれば対象になります。 また、国際線の就航が見込まれない空港であっても、他空港経由でインバウンドを取り込む空港として、「国際線が就航する空港が所在する地方自治体、観光協会等と協調してインバウンド施策を講じていることを証する資料」を提出いただければ、対象になります。 なお、定期便との比較が困難なことから、単純に自空港を経由地としたインバウンドは対象外とみなします。
6 国際線の就航がない空港は、本補助金の交付を受けることはできないのか。	国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は他に補助申請を行っている場合には、原則として本補助金の対象にはなりません。
7 国の他の補助金を受けている場合、本事業の補助は受けられないのか。	

●補助対象事業者について

Q	A
1 訪日誘客支援空港に認定されていない地方空港も対象となりますか。	
2 グラハム会社について、委託先も含め対象となるのか。	
3 ランプ構内のバス事業者、ケータリング会社、貨物上屋会社、給油事業者は対象か。	対象となります。
4 保安検査会社・警備会社は対象か。	
5 航空専門学校は補助対象となるか。	

**地方空港等受入環境整備事業費補助金
(空港業務体制強化支援事業) Q & A**

6	補助対象事業者について「本邦航空会社」とあるが、外国航空会社は補助対象事業者には含まれないのか。	外国航空会社は補助対象外となります。
7	対象事業者に含まれない事業者はどんな事業者か。	例えば、タクシー・レンタカー会社や空港内テナント事業者は対象外です。
8	空港WGに参加していない事業者も補助対象となるか。	空港WGに参加し、計画策定の議論に加わっていただくことが必要となるため、対象外です。

●補助要件(空港WG・計画作成等)・申請手続きについて

Q	A
1 補助申請に係る要件・手続きはどうなっているのか。	空港管理者(・空港運営権者)、航空局、都道府県、航空・空港関係事業者等により構成される空港毎の会議体(例:空港WG)において、計画を作成し、議決を受けることが要件となります。(HPに掲載の要綱概要 参照) その上で、その計画に位置付けられた事業について、事業主体が航空局航空事業課に申請いただくようお願いいたします。 必要な申請書類については、補助要綱等をご確認ください。
2 空港WGはどこが立ち上げを行うのか。	空港管理者や空港運営会社がWGの設置をすることになるが、当該補助事業の活用を希望する事業者においては、空港管理者や空港運営会社にWG設置について働きかけを行っていただきますようお願いいたします。
3 空港WGで作成する計画はどこがとりまとめるのか。	空港管理者や空港運営会社が計画のとりまとめをすることを想定しておりますが、地域の実情に応じ、他の構成員がとりまとめを行っていただくことも妨げません。
4 地方自治体が管理する地方管理空港においては、空港事務所がない空港も存在するが、空港WGの必要構成員である「航空局」はどこが参加するのか。	地方航空局から現地又はオンラインで参加することを想定しております。 事務所がない空港におかれましては、管轄の地方航空局までご連絡ください。
5 空港WGの必須構成員に「都道府県」とありますが、全空港において必須なのでしょうか。必須である場合、どの立場の都道府県職員を想定しているのか。	全空港において必須です。 参加する職員の立場の指定は特段ございません。
6 既存の会議体がある場合、それを活用して計画策定することは可能か。	既存の会議体で、要綱に規定した空港WG必須構成員が参加していれば、可能です。
7 人材育成事業等を複数空港で実施する場合、各空港毎に計画を策定する必要があるのか、あるいは空港WGを共同で設置して計画を策定することは可能か。	①空港WG毎において計画を策定し、それぞれで議決 ②空港WGを共同開催し、そこに複数空港の関係者が集まり、計画を策定し、議決のいずれでも構いません。 いずれにせよ、空港WGの必要構成員に漏れがないようにご注意ください。

**地方空港等受入環境整備事業費補助金
(空港業務体制強化支援事業) Q & A**

8	計画に必ず記載すべき内容はなにか。	以下の4項目を必ず記載するようお願いいたします。記載イメージについては、HPに掲載の資料をご参照ください。 ①計画の目標 ②計画の目標を達成するために必要な事業 ③②の事業の効果の把握及び評価に関する事項 ④その他必要な事項
9	完了実績報告書はいつまでに提出すればよいのか。	補助対象事業の完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日の <u>いずれか早い日</u> までに所定の様式による報告を行ってください。 なお、事業完了日の判断として、事業完了・支払の双方が完了した日となります。 ※事業完了日を誤認する事例が多々見られますので、判断に迷いが生じた場合は速やかにご相談願います。

●補助対象となる事業について

Q	A
1 本補助金を活用するにあたって、人材育成の結果について求められるのか。	空港WGで策定する計画または広域事業計画の中の目標(KPI)として設定していただくことになります。
2 グランドハンドリング訓練用のシミュレータ等研修に用いる機器の購入費用は対象になるのか。	グランドハンドリング訓練用シミュレータの導入やシステム改修等、教育・訓練に特化した機器の導入は対象となります。
3 研修に用いるパソコンやWi-Fi機器等の購入費用は対象になるのか。	研修以外でも恒常的に使用可能な機器等の購入費は補助対象外です。研修期間中のレンタルであれば対象となります。
4 普通自動車免許の取得費用は対象になるのか。	補助対象外です。
5 業務に必要な検定・試験等の受験費用は対象になるのか。	教育・訓練の一環としての資格や検定費用は対象となります。
6 上記のほかに対象となる経費は何か。	教育・訓練が実際の生産活動でない座学・実習である場合に限り、当該研修の時間中の給与相当分を補助対象経費とします。申請の際は研修のカリキュラム、出席簿、勤務状況、給与算定基礎、講師のプロフィール等、経費が正当なものであることを確認することができる書類が必要となります。
7 旅費・宿泊費は対象となるか。	原則として補助対象外です。ただし、迅速に人材育成を推進するためにやむを得ない事情が認められる場合は対象となり得ます。(例:地方における講習会の実施回数が極端に少なく、迅速に受講させるためには遠方への移動が必要である場合など。)
8 対象となる研修の範囲はどこまでか。	採用1~3年目の職員や、内定者の教育・訓練に要する経費を補助対象とします。

**地方空港等受入環境整備事業費補助金
(空港業務体制強化支援事業) Q & A**

●その他

Q	A
1 総事業費、または補助金の上限額はあるのか。	いずれも上限額の設定はありませんが、予算の範囲内の対応となります。
2 交付申請または交付決定時に地方公共団体の予算が確保されている必要があるのか。要求段階でもかまわない場合、R6補正予算での要求が必要か。	交付申請時点で予算化されていることは条件としていません。他方、地方公共団体で使用(予定)される予算については報告する必要があります。
3 補助事業を中止する場合は、どのように行えばよいのか。	補助事業の中止等を行う場合は、所定の様式による補助対象事業中止申請書をご提出いただき、中止の承認を受けていただくようお願いいたします。 この場合、補助金の支払いはできませんので、ご注意ください。
4 取得財産等は具体的にどのようなものか。 また、取得財産に係る帳簿等の管理は必要か。	取得財産等は、資産として会計処理するホームページのほか、人材育成事業により導入・整備が行われるものとなります。 これらについては、特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所等に関する状況が明らかになるように整理・保存をお願いいたします。 また、必要に応じてご報告をお願いする場合があります。
5 補助金を活用して施設・設備を整備した場合、財産の処分に制約(10年など)があるのか？	本事業により取得した財産等については、国土交通省告示において、財産種別毎に一定期間の保存が定められています。 当該期間を経過する前に処分等を行った場合は、補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。
6 採択は申請の受付順か。早く申請した方が有利になるか。	申請は受付順ではありません。国土交通省において審査の上、事業目的との整合性を勘案し、採択します。
7 補助に係る募集は1回限りか。	当該事業は予算が無くなり次第終了します。予算状況によっては追加で公募を行う可能性もありますが、確約するものではありません。 可能な限り、お早めに申請いただくことをおすすめします。
8 採択審査はどのように実施されるのか。	国土交通省で、事業内容を審査の上、採択する事業を決定します。 なお、予算額の上限を超える申請があった場合、一定の採択基準を定めた上で、優先的に採択を行う場合もあります。
9 指名競争入札、随意契約の方式による契約で補助事業を行いたいが、可能か。 その場合、取得する見積書は1社でよいか。	補助事業に係る契約等は、国の法律に準じたものであることが前提となっており、原則として一般競争入札方式(最低価格落札方式)による契約等である必要があります。 そのため、特別な事情を除き、複数の事業者から同一条件で比較が可能な見積を取得の上、一般競争入札方式(最低価格落札方式)による契約等が必要となります。 ここでいう特別な事情とは、個社事由ではなく、客観的かつ合理的な判断基準が明示できるものに限ります。